

## 規 則

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十四日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

### 埼玉県人事委員会規則二四―四

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職管理に関する規則（平成二十八年埼玉県人事委員会規則二四―一）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第二号中「第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「改正法」という。）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員（改正法による改正後の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項の規定により採用された職員をいう。）とみなして、この規則による改正後の職員の退職管理に関する規則（以下「新規則」という。）第二十三条第一項第二号の規定を適用する。この場合において、同号中「法第二十二条の四第一項」とあるのは、「地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項」とする。

3 この規則の施行前に、改正法による改正前の地方公務員法第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により職員として採用された場合における新規則第二十三条の規定の適用については、なお従前の例による。